

少子化対策二法の憲法学的考察

——憲法 24 条の自由権的効果の再考を手がかりに——

Constitutional Studies about Supports for Child Rearing in a Child-Burst Society

彼 谷 環
KAYA Tamaki

1. はじめに——問題の所在

「少子化」とは、人口学上、人口置換水準 (Replacement-level fertility) を相当長期間下回る状況のことを指す⁽¹⁾。日本社会における少子化現象は、1989 年の合計特殊出生率が 1.57 を示して以来 (いわゆる「1.57 ショック」)⁽²⁾、高齢化とセットで「少子高齢社会危機論」をおおぐこととなった。

なぜ、少子化が社会の不安要因とされるのであろうか。1997 年 10 月 27 日発表の人口問題審議会報告「少子化に関する基本的考え方について」(以下、「基本的考え方」とする)によれば、少子化現象は、経済面では労働力人口の減少が経済成長率低下を招き、国民の所得を減少する可能性をもたらすとともに、社会面では「社会の基礎的単位である家族」の形態が大きく変容したことで子どもの健全な成長が懸念され、基礎的な住民サービスの提供も困難になる。それゆえ、少子化は「概ねマイナス面の影響」を及ぼすとされる⁽³⁾。

さらに、このような少子化を生み出した要因と社会的背景について、「基本的考え方」は次のように捉える。まず、主な要因として、①育児と、仕事の両立の負担感が女性の未婚率を上昇させていること、②経済的負担が夫婦の理想の子ども数と平均出生児数との乖離をもたらしたこと、等を指摘する。また、これら要因の背景についても、③個人の生き方の多様化、④女性の社会進出とそれを阻む企業の固定的役割分業意識と雇用慣行、企業風土、⑤快適な生活の下での自立に対するためらい、⑥現在と将来の社会に対する不安感、等を挙げている。そのうえで、「基本的考え方」は、具体的な少子化への対応のあり方として、女性の自由意思で個人の生き方を選択することを妨げる固定的男女の役割分業や、家庭より仕事を優先する固定的雇用慣行を是正する取組みを提言している。

「基本的考え方」の注目すべき点は、「留意点」として、「子どもを産みたくない者や産めない者を心理的に追いつめないこと、国民のあらゆる層によって議論されること、ジェンダーによる変更が生じてはならないこと、優生学的見地に立って論じてはならないこと」、等を指摘していることである⁽⁴⁾。また、未婚率上昇の要因に関連してであるが、「女性主導の確実な避妊法が普及していないため、女性が妊娠について自ら決めることが困難である」として、リプロダクティブ・ライツに対する理解が示されている⁽⁵⁾。「基本的考え方」は、当時の政府が打ち出す諸施策のベースとなった。

「1.57 ショック」を受け政府が少子化対策に本格的に取り組み始めた 1990 年以降、上記「基本的考え方」も含め様々な審議会報告や提言、プラン等が打ち出されたが⁽⁶⁾、十分な効果を導き出すことはできなかった⁽⁷⁾。そこで、従来の政策を「一段」進めるものとして、2003 年 7 月 16 日「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年法律第 120 号)が公布・施行されるとともに、同年 7 月 23 日「少子化社会対策基本法」(平成 15 年法律第 133 号)が成立した。これにより、国・地方公共団体、事業主、国民が一丸となって少子化問題に取り

くむための法的基盤が作り出されたのである。

本稿は、これら「少子化対策」二法⁽⁸⁾について、憲法学的見地——特に 24 条の趣旨に立ち返りながら——から考察を試みるものである。その際、具体的な方法論としては、まず、憲法 24 条「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」の成立過程を簡単に整理したうえで、その法的性格について自由権的效果による再構成を意識しつつ問題点を考察する。次に、これまで政府の講じてきた少子化対策を概観し、「子育てしやすい社会」を実現する手段として婚姻を前提とする「家族」の責任を重視し「生み、育てる誇りと喜び」を涵養する「少子化対策」二法について、憲法 24 条の自由権的性格を考察の基軸としながら検証する。最後に、自立した個人による「自由な合意契約による家族の形成」(辻村みよ子)という観点から出発する場合、少子化対策としては何を論じ得ることができるか、またそれに付随して生じる課題についても考えていきたい。

2. 再考・日本国憲法 24 条の制定過程と法的性格

(1) 日本国憲法 24 条の趣旨と制定過程

日本国憲法 24 条は、大日本帝国憲法下の社会制度であった「家」制度を廃止し、それに伴う戸主権、父権、親権を解体するものであった。言わば、「明治以来の日本の絶対制のイデオロギーの巨大な堡壘」(川島武宜)であった儒教的=封建的家族制度が解体され⁽⁹⁾、家族を構成する「両性の平等」と「個人の尊厳」を明示することで、家族のあり方を根底から変革するものである⁽¹⁰⁾。憲法条文上「個人の尊重/尊厳」が規定されているのは、13 条以外に 24 条しかないことは、特筆すべき点である。しかし、24 条は、このように新たに登場した「家族」に対して特別の「保護」を与えない。このことは、24 条の審議過程において自覚的に選択された結果だとされるが⁽¹¹⁾、特定の家族像を国家が法的に強制することは許されないことになる。

ところで、24 条の誕生については、GHQ 民生局で通訳業務を担当していたベアテ・シロタの役割が大きいことはよく知られている⁽¹²⁾。国家体制の異なる国々の憲法を参考に、「家」制度の下でその存在が軽視されていた女性と子どもに光を当てるため種々の権利を盛り込んだベアテ草案であったが、それらの多くは削り落とされてしまう。そして、「個人の威厳」と「両性の本質」に立脚した家族のあり方、家族に対する国の関わり方についての規定が次の GHQ 草案へと受け継がれていく。

GHQ 草案 23 条「家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ浸透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ」(下線部は筆者)。

もともと、上記のような直接的要因だけでなく、女性の地位向上を目指したマッカーサーの意向や、GHQ 民生局の憲法改正作業に大きなインパクトを与えた憲法研究会「憲法草案要綱」の存在という間接的要因も、24 条の成立過程では無視できない⁽¹³⁾。とくに、「憲法草案要綱」は、憲法学者である鈴木安蔵が中心となって練り上げられたものであるが、そこには「男女ハ、公的並ビニ私的ニ完全ニ平等ノ権利ヲ享有スル」という規定が置かれている。鈴木は、自由民権期に活躍した植木枝盛の思想を丹念に研究しているが、植木は 1789 年「男女平等ニ就キテノ事」を著し、「土陽新聞」に連載していた「男女平等論」では女性の被選挙権にも触れている⁽¹⁴⁾。植木の近代的思想を受け継ぐ鈴木は、また、当時の「家」制度により自由を奪われてきた女性の地位を向上させ、女性が公的にも私的にも男性と同等の権利を有する必要性を感じていたと推測できよう。ただし、「憲法草案要綱」の時点では、男女の平等に重点が置かれており、自由権的性格はまだ確認できない。

その後、1946年6月20日帝国議会に提出された条文は、次のように修正された⁽¹⁵⁾。

第22条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」⁽¹⁶⁾

ここで確認しておきたいのは、帝国議会における議論のなかで、衆議院では「国民の家庭生活は保護される」という文言への修正要求が、貴族院では「家族生活は、これを尊重する」という規定の追加要求が出されたが、それらはいずれも「家」制度を温存する意味をもつとして採用されなかったことである⁽¹⁷⁾。だが、両性の「本質的平等」の解釈については、議論が分かれたのち、『『本質的平等』ト云フノハ、差別アル平等ト云フ意味デス、……本質ハ平等デアルガ、生理的、心理的相違ハ認メル、斯ウ云フ訳デス』（鈴木義男）という発言がみられ⁽¹⁸⁾、「差別的平等」（廿日出彪）という意味を持つものとして了承されたという⁽¹⁹⁾。こうした理解は、言わば、「家」制度の下で育ってきた男性議員だけの審議であるという時代的限界を背景にしているとともに、後に最高裁も合理的差別として援用する「生理的相違」だけでなく、元来個人の性質に基因するはずの「心理的相違」を持ち出さなければ男女の平等については納得できなかったことが窺えよう。

（2）日本国憲法24条の性格——整理と再考

「家」制度からの解放を目指して最終的に成立した24条の権利については、当初、単に婚姻の自由を導出しうるにすぎないとして消極的に解されていた⁽²⁰⁾。その理由としては、それまで私法領域の対象にすぎなかった「家族」が憲法典で扱われることの戸惑いによることが指摘されるが、24条には権利性がなく分類不能だという拒絶反応が生じた、とされる⁽²¹⁾。

24条をめぐる解釈について、植野妙実子によれば、(1)制度的保障としてみる説、(2)平等原則の具体化としてみる説、(3)制度的保障プラス平等原則の具体化とみる説、(4)自由権的人権とみる説、(5)幸福追求権とみる説、(6)その他、近代的市民法の憲法的基礎を示した意味があるとみる説、国務請求権とみる説、自由権の性格と社会権の性格をみる説、等に分類されるという。だが、いずれも「総論、総則的とらえ方にこだわることによって、具体的権利性を追求することから遠ざかっていた」⁽²²⁾。たとえば、(2)に属する説として戸松秀典は、24条は13条（個人の尊厳）と14条（平等原則）を家庭生活に反映させるものであるが、個人の尊厳は平等原則に取り込まれているから、24条も平等原則の制度化の一つだと考える。それによれば、「条文の文言形式からみて具体的権利性を導くことは無理であるといえるし、また、本条に関わる問題が生じて裁判所による救済を求めるとき、結局は、14条の平等原則を適用する問題となるはずであり、もっぱら本条について具体的権利内容を理論構成する実益はない」とされてしまう⁽²³⁾。

また、(6)に属する説として、影山日出弥は、「核家族」の普遍化に伴い単身赴任を強いられる場合など24条1項の「夫婦の協力義務」を果たせなくなる場合は、「本条の基本権は社会関係においても保障されなければならない」第三者効力をもつとする⁽²⁴⁾。影山は、さらに積極的に「社会権」としての理論構成の必要性を提唱するが、その具体的内容は検討されなかった⁽²⁵⁾。

24条の具体的権利性が強調されるようになった分岐点は、1985年、日本政府による女子差別撤廃条約（1979年採択）の批准であろう。男女の違いに合理性を認める範囲を狭く理解し、且つ、私人間にも男女平等が及ぼされるという同条約の趣旨を受けるかたちで、日本でも国内法の整備が進められていく。1986年、様々な課題を抱えつつ男女雇用機会均等法が施行され、1992年には育児休業法施行、1994年、法務省「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」が発表された。1996年2月、法制審議会民法部会答申「民法の一部を改正する法律

案要綱」が提出されたが、そこでは、夫婦別姓選択制、婚姻適齢の男女差の廃止、非嫡出子差別の禁止、再婚禁止期間の見直し等が挙げられた。これらは、24条の個人主義的価値をさらに強くする動きだと言えよう。

2004年、自民党の憲法改正案、読売改憲試案が次々打ち出され、復古的「家族」が想起されるようになったのを機に、24条があらためて注目されるようになる。その一方で、2003年にはジェンダー法学会が設立され、従来の学問領域を「ジェンダー」的視点によりスキャンをかけることで、「公／私、自然／文化、男性／女性」という従来支配的であった二分法と法の関わりについて批判的分析が行なわれるようになった。ジェンダー法学の発展に伴い、近代個人主義が家長個人主義として出発した結果、家族の中に個人を抑圧する要因が残されたことが発見され⁽²⁶⁾、それに応じて24条の見直しも提唱されるようになった。ここに、24条が対象とする「家族」をその構成要素である「個人」にまでいったん還元させようとして、女性の新たな権利論を構築しようという試みが始まる。

ここでは、特に、憲法学における人権論が性支配的な公私二元論を前提としてきたことを指摘し、「性的自己決定権」を主張する中里見博の理論が注目される。かつて女性が私的家族領域に押しとどめられ、政治的権利や労働権から排除されたことが男女平等に反しないとされた理由は、相対的平等観に基く性支配への適用であり、そのうえで憲法学説の自由権に関するこれまでの議論では、女性の身体や人格の侵害が考慮されてこなかったことを批判する⁽²⁷⁾。この点、「性と生殖への国家の権力的介入を否定」する権利として位置づけられる⁽²⁸⁾。さらに、性支配的な公私二元論を否定したうえで、新たに「国家／市場／協同／親密」という4分類論を提唱する⁽²⁹⁾。「家族＝親密圏も公共圏に開かれる」という前提に立つ新たな人権論の試みは、公私二元論のもとでは家族＝私的領域に属するとして国家による介入を否定されたドメスティック・バイオレンス(DV)にも対応しやすい法理となっている⁽³⁰⁾。その一方で、中里見は「子どもや高齢者という家族内最弱者の生存困難」にも対応するために、「家族の個人化」を推し進めれば、家族＝親密圏の私的空間に自閉化させるおそれがあるとして、これには「留保をつけざるをえない」とする⁽³¹⁾。

たしかに、自発的に自分の親を選べない子どもや、介護されるがままになりやすい要介護者となった高齢者は、親密圏には権力関係が存在するという前提に立てば、「保護」の必要性は否めない。しかし、24条はあくまでも両性(パートナー)の「平等」と彼女／彼の「個人の尊厳」を規定するものであるという立場から出発するならば、子どもや高齢者の人権は、「個人」として25条の領域で尊重されるのが適当ではないかと考える。これまで「家族」単位で進められてきた税制度や社会保障制度、国民年金制度自体が、本来国の責任であるところを「家族」に押しつけ、「個人」を権利主体として定める25条の趣旨を大きく変質させ、「扶養者＝夫」と「被扶養者＝妻・子ども・老人」というジェンダーバイアスと権力関係を温存させてきたのではないだろうか。その意味で、今後さらに考察が必要なのは、24条の再定位にくわえて、25条の今日的意義を再確認し、人は「誰を『家族』とするかを自由に選択」でき、「どのような選択がなされても誰も不利益を蒙らない」ような法律の制定・運用の仕組みではないだろうか⁽³²⁾。

3. 「少子化対策」二法の概要と特徴

(1) 政府の少子化対策・概観

冒頭で述べたように、政府が日本の少子化を深刻に捉え、「改革」の号令をかけ始めるようになるのは1990年代以降のことである。その際、社会保障制度を再構築するためには、それまでの「男性稼ぎ主」型システムを見直す必要性が内閣の基本方針に反映されるようになった。だが、その一方で、「男は外／女は内」という従来型家族のあり方を見直すことまでは意識されなかった、という指摘がある。

ここで、政府の打ち出した少子化対策を簡単にふり返ってみよう。

まず、従来型家族の見直しに触れる報告として、細川内閣時、首相の諮問機関として置かれた社会保障制度

審議会が提出した「社会保障将来像委員会第2次報告」(1994年9月)は、「妻は家庭内に留まり夫に扶養されるのが一般であった家族の姿……を前提とした社会保障制度・税制などの社会制度」を見直し、家族単位から個人単位への切り換えが必要だと説く。また、これより前に提出された厚生省の諮問機関である高齢社会福祉ビジョン懇談会報告書「21世紀福祉ビジョン——少子・高齢社会に向けて」では、社会保障制度を子育てや介護などの「福祉」重視型に再構築する必要性を述べ、その一環として少子化対策では「エンゼルプラン」の策定を提唱した。1994年12月、文部省・労働省・建設省の計画として策定された「エンゼルプラン」は、「子育てを社会的に支援する」総合的計画であり、乳幼児から小学校低学年まで保育サービスや学童クラブが利用できるようにするとともに、特に勤務時間の前後をカバーする延長保育、企業内保育施設の充実等が挙げられた。だが、この時点ではまだ「育児に対する家族の責任を緩和(脱家族化)」⁽³³⁾し、「子育ての社会化」に取りくもうという発想はない。その後、橋本政権では児童福祉法等の一部改正が行なわれた(1997年6月)。

1997年10月の人口問題審議会報告「基本的考え方」は、「固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正」と、「仕事と育児の両立に向けた子育て支援」が少子化対策には必要だと指摘したが、そのためには「男性稼ぎ主」型からの脱却が「カギ」になるとした⁽³⁴⁾。そして、1999年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、4条で「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されねばならない」と定めるとともに、6条では「家庭生活における活動と他の活動の両立」を定める。特に後者においては、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育」を行なうことが謳われている点、「子育ての社会化」に向けた取り組みであると位置づけられよう。だが、急激な少子化を前に、1999年には「少子化対策推進基本方針」が決定され、これを受けて「新エンゼルプラン」がまとめられた⁽³⁵⁾。

2001年4月、小泉政権が発足したが、小泉構造改革に関する基本方針である「骨太方針」の「生活維新プログラム」には、「働く女性にやさしい社会」をつくるため、税や社会保障の見直しには個人単位化を進め、雇用における性差別を撤廃することが謳われた。さらに、保育所待機児童ゼロ・プログラムを推進し、放課後児童の受け入れ体制の整備が図られた⁽³⁶⁾。そして、2002年5月「少子化の流れを変えるための実効性のある対策」に基き、同年9月「少子化対策プラスワン」が提示されるが、これは「子育てと仕事の両立支援」として、「男性を含めた働き方の見直し」(父親の最低5日間の出産休暇、男性10%の育児休暇取得率)、社会保障における次世代支援を謳っていた。育児休暇の取得率や「子どもの看護休暇制度」、「小学校就学前までの勤務時間短縮等の措置」の普及率の設定自体は、目標を実現する姿勢は否定できないものの、設定された数値には最初からジェンダー・バイアスがかかっており、憲法24条が定める夫婦の平等原則に適ったものとは到底言えなかった。

そして、2003年7月16日には「次世代育成支援対策推進法」が「少子化対策プラスワン」に基き成立し、同月23日には「少子化社会対策基本法」が議員立法として制定された(以下、これらをまとめて「少子化対策二法」と称する)。

以上のように、一連の少子化対策が政府や国会を通じて制度化されてきたが、市民側の出産・子育て、仕事との両立に対する意識について眺めてみよう。

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2004年11月)によると、女性の70%が「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」と回答し(男性65%)、30代女性の6割が「結婚しても必ず子どもを持つ必要はない」と答えている。そのうえで、同調査では、「男女共同参画社会の形成」のために行政に要望することを訊ねているが、上位には、保育施設サービスや介護サービスの充実、法律や制度の見直し、職場における男女の均等な取り扱いについての周知徹底などが位置づけられた。言わば、結婚や出産は「個人の自由」として理解されている一方で、政府による種々の対策は、市民のニーズには応えきれていない、と言わざるを得ない。

それでは、以下、少子化対策二法の特徴と問題点について考えてみたい⁽³⁷⁾。

(2) 少子化社会対策基本法

「少子化社会対策基本法」(以下、「少子化基本法」とする)は、2003年7月23日の第156国会で成立、同年9月1日より施行された。提出者は中山太郎、荒井広幸、西川京子、福島豊、井上喜一、五島正規、肥田美代子、近藤基彦、栗屋敏信の9名で、自由、民主、公明、保守の超党派による議員立法である。同法案は、1999年12月10日、第146国会の衆議院内閣委員会に付託されてから、第147国会の解散に伴いいったん廃案となったものの、2001年通常国会終了間際、少子化社会対策議員連盟による議員立法として再び提出され、継続審議が重ねられたのち、2003年通常国会(第156国会)会期末に突如審議入りし、可決成立の運びとなっている。

「少子化基本法」は、前文と19条からなる。前文では、「我が国における急速な少子化の進展は、……二一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している」として、日本が置かれている状況が言わば非常事態であるかのように警告する。そして、この事態を乗りきるために、「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備」することを呼びかけるとともに、「子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけること」を強く求める。

また、法の目的(1条)は、「少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにする」とともに、「対処するための施策を総合的に推進」することで、「国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とされている。また、基本理念(2条)として、少子化の施策は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有」し、「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること」であるとされる。

上記目的を達するため、国・地方公共団体の責務(3・4条)、事業主の責務(5条)が明記されるとともに、国民の責務として「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努める」(6条)ことが定められた。また、基本的施策として、国・地方公共団体は、雇用環境の整備(10条)、保育サービス等の充実(11条)、地域社会における子育て支援体制の整備(12条)を行なう。さらに具体的には、母子保健医療体制の充実(13条)、ゆとりのある教育の推進(14条)、生活環境の整備(15条)、経済的負担の軽減(16条)、教育及び啓発(17条)に関する規定が置かれる。なお、内閣府に少子化社会対策会議が設置され(18・19条)、年次報告書も提出される(9条)。

「少子化基本法」の成立過程において、衆議院内閣委員会では、賛成・反対それぞれの立場から参考人が意見を述べた(2003年6月4日)。賛成意見として、阿藤誠国立社会保障・人口問題研究所所長、奥山千鶴子NPO法人びーのびーの理事長がその理由を挙げている。阿藤の賛成理由によれば、第一に、急激な人口減少と超高齢化が経済成長にとってマイナスとなるだけでなく「国民生活の豊かさを脅かす」という「一般的解釈」や、今日の日本は子育てしにくい社会と考える「個人の意識」の存在があること、第二に、仕事と子育ての両立の難しさと子育ての経済的・心理的負担感という「少子化の背景」と、法案の「政策的対応の関係」が「おおむね納得できる」こと、第三に、内閣総理大臣を会長とする少子化社会対策会議が「政策的支援の強化」に向けての大きな力になること、等が指摘されている⁽³⁸⁾。

これに対して、法案に反対し廃止を求める立場からは、米津知子「SOSHIREN 女(わたし)のからだ」メンバーと、金澄道子日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会副委員長が意見を述べた。米津の指摘によると、法案は人権を尊重する国際的な流れに逆行していること、少子化対策に不妊治療が位置づけられるべきでないこと、世界的規模での人口問題の視点が欠如していること、等が問題だとしている。

最終的には、法案前文に「もとより、結婚や出産は個人の決定に基くもの」という文言を追加し、全体を通

して「子どもを生み育てる者」から「子どもを生み、育てる者」へ変更する若干の微修正が行なわれた。しかし、上述した反対意見が反映されることはなかった。

(3) 次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」(以下、「次世代推進法」とする)は、第 156 国会の厚生労働委員会に法案が付託され、2003 年 6 月 12 日衆議院で、7 月 9 日参議院で可決し 7 月 16 日に公布された政府立法である。

「次世代推進法」制定の背景としては、1997 年、当時の厚生省が地方自治体に通知した「児童計画策定指針について」(いわゆる「地方版エンゼルプラン」)⁽³⁹⁾が、期待されたほど効果を上げなかったという事実がある。その理由の一つとして、同僚への配慮から女性が自ら育児休業取得を諦めるという職場環境が指摘できる。

そこで、2003 年 3 月、少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を踏まえつつ、「もう一段の対策を進める必要がある」として、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(以下、「取組方針」とする)が決定された⁽⁴⁰⁾。これを契機として、地方公共団体や企業を少子化対策の主体として位置づけ、国の指針に基き行動計画の策定を義務付けることになった。このように、「次世代推進法」は、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援を進め、家庭や地域の「子育て機能の再生」を実現する、という図式が描かれている。

「次世代推進法」の内容をみると、1 条で「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の育成に資すること」を目的とし、3 条で、次世代支援対策は「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有〔し〕……子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行なわれなければならない」とする。さらに、国・地方公共団体の責務(4 条)、事業主の責務(5 条)、国民の責務(6 条)が明記されており、その文言上「少子化基本法」と重なる部分も多い。

さらに、市町村、都道府県は、主務大臣が定める行動計画策定指針に基き、それぞれ次世代育成支援対策に関する行動計画を策定する(7~9 条)。また、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える「一般事業主」は、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない(12 条 1 項)。他方、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の「中小事業主」については、同様の届出に関する努力義務を負う(12 条 3 項)。厚生労働大臣は、事業主が上記行動計画を策定し、実施し、定めた目標を達成した場合、申請があれば、省令で定める基準に適合する旨の認定を行なうことができ(13 条)、認定を受けた事業主は、広告等において認定を受けた旨を表示することができる(14 条)。国・地方公共団体の機関も「特定事業主」として、特定事業主行動計画を策定する(19 条)。さらに、厚生労働大臣は、法に定めた要件を満たす事業主団体を、次世代育成支援対策センターとして指定でき、これに、行動計画の策定・実施に関わる相談・援助業務を行なわせることができる(20 条)⁽⁴¹⁾。

同法は、一部の規定を除き、公布の日から施行されているが(地方公共団体及び事業主の行動計画策定に関する規定は、2005 年 4 月から施行)、集中的・計画的な取り組みが企図されているため、10 年間の時限立法となっている(附則第 2 条)。なお、次世代育成支援対策を総合的なものとするため、同時期に提出された「児童福祉法の一部を改正する法律案」も成立し、一部の規定を除き、2005 年 4 月から施行されている。

4. 日本国憲法 24 条の自由権的性格からみた「少子化対策」二法の問題点

「少子化基本法」が多くの反対意見を受けつつも成立したことと比べ、「次世代推進法」の方はそれほど大きな抵抗もなく、積極的に評価する声も多い。たしかに、後者については、少子化問題を次世代を生きる子どもたちの問題として捉えている点、前者とは大きく異なっている。しかし、二法を、憲法 24 条の自由権的性

格から考察する際、次のような問題点を指摘することができる。

「少子化基本法」については、第一に、法の目的を「国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」(1条)としている点である。たしかに、前文では「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」という文言が付加され、一見個人の自己決定権に配慮した姿勢が示されているようだが、目指されているのはあくまでも「少子化の進展に歯止めをかけること」であり、そのことが「今、我らに、強く求められている」(前文)のである。国会の審議過程において、提案者は「子どもを産む、生まないは本人の意思である」と述べたが⁽⁴²⁾、家庭の役割の強調や子育てに対する誇りと喜びの推奨からは、「出産や育児へと個人を誘導する施策が強化されるのではないかとの懸念が生まれざるをえない」⁽⁴³⁾。

第二に、「国民の責務」(6条)が明記されていることである。具体的には、「国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努める」と定められている。だが、「家庭や子育てに夢を持てる社会」や「安心して子どもを生み、育てることができる社会」とは、国や地方公共団体にこそ課せられる責務であるし、そもそも「家庭や子育てに夢をもてる」かどうかは個人の主観に委ねられる部分が多く、多様な価値観が認められないような社会づくりに国民が協力する、という定めは、憲法の保障する「個人の尊厳」とは相容れない。

第三に、不妊治療が「基本施策」として盛り込まれたことである。日本女性学会が衆議院内閣委員会に提出した「要望書」のなかでも、「基本法であるにもかかわらず、不妊治療の規定が……突出している」と指摘されている⁽⁴⁴⁾。これに関連して、審議過程においても、生殖補助医療技術は絶対的に安全でかつ効果があるわけではない、「産めない人／産まない人」に対する社会的抑圧を強化する、「子ども・家庭を持ってない人／持たない人」は社会に貢献していないとされる怖れがある、不妊に悩む人を心理的に追いつめ、不妊治療に追い込むことになる、という反対意見が多くみられた⁽⁴⁵⁾。1994年カイロ人口会議以来世界で合意形成されてきたリプロダクティブ・ライツは、「産まない自由」だけが注目されているが、「産む自由」も含まれるのである。不妊治療はリプロダクティブ・ライツに位置づけることは可能だが、少子化対策の一環として位置づけられるとき、国家による個人の自己決定権の侵害が生じるであろう。

第四に、少子化対策のアクターとして「家庭」の役割が強調されていることである。17条は、「生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について」必要な教育と啓発を行なう、とする。これは、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「夫婦の出生力そのものの低下」(2002年1月)が大きく影響した規定だとされる⁽⁴⁶⁾。この発表は、その後政府が打ち出す「少子化対策プラスワン」の具体的対策を導出する。しかし、出生力を回復するために、家庭の役割と男女の平等が必要だとする構図からは、決して「少子化基本法」がジェンダー平等を目的とするものではないということがわかる。また、ここにいう「家庭」とは、原則として「両親と子ども」がそろった家庭モデルであると想定される。これは、婚外子やシングルペアレントなど、一人親家庭に対する国の支援が明文化されていないことから窺えるだろう。

そして、第五に、少子化対策によって生まれることが期待される子どもは、「社会的な経済価値」を持つ子どもであるということである⁽⁴⁷⁾。近年、社会保障制度において世代間所得移転制度が進んでいることに鑑みても、国が少子化対策に取り組もうとする場合、子どもは社会や国を支える存在として位置づけられる。反対に、「社会的な経済価値」がないと見なされる子どもに対しては、新たな差別や「産み控え」が生じる可能性もある。このように、少子化対策とされるものは、優生学的見地に縛られたものになりやすい⁽⁴⁸⁾。

一方、「次世代推進法」については、育児・介護休業法を上回る内容の制度化や、実際に取りやすい育児休業の制度化を企業に促すことは好ましいとして、「子育て支援の総合支援として大変期待されたもの」として受け止められることが多い⁽⁴⁹⁾。しかし、以下の点については「少子化基本法」と同様の問題が生じるとと思われる。

第一に、法の目的が、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること」(1条)に置かれている点である。ここでも「次代の社会を担う子ども」が「健やかに生まれる」という文言からは、「社会的な経済価値」の基準が前提となっていることが想定され、ハンディキャップのある子どもを産む親の「選択」に対する配慮がみられない。換言すれば、どのような子どもであっても「次代の社会を担う」ことが期待されるような社会の基盤づくりこそが近喫の課題であろう。

第二に、第一の点とも関連するが、市町村や都道府県が行動計画を策定・変更するときは、「あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ものとされている(8条3項、9条3項)。2003年3月の「次世代育成支援に向けた地方公共団体における行動計画のあり方について(中間報告)」では、行動計画への住民意思の反映という観点から、「計画策定委員会への住民参加」、とくに「子育ての当事者を加えたり、子ども自身の意見を聞くことも重要」だとされていた。しかし、同年8月の次世代育成支援対策担当課長会での配布資料には、上記の留意点は削られていたという⁽⁵⁰⁾。こうした扱いは、市町村・都道府県単位で策定される行動計画に差異を生じさせることになり、ともすれば、昨今地方公共団体の男女共同参画条例に対して激しくみられるバックラッシュの動きが、従来型家族を前提とする「家庭」へ子育ての責任を押しつけることにもなりかねない。

このほか、「事業主行動計画」の策定・届出の義務づけが300人を超える事業主に限られていることなど、同法が抱える問題点についてはさらに指摘できるが、本稿の目的からここでは割愛したい。

5. おわりに——「個人の尊厳」が実現される社会を目指して

「少子化基本法」の施行に伴い報告される「少子化社会白書」(平成17年版)では、子育て支援に対する個別策の見直しや経済的支援の必要性が指摘される傍ら、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」が独立した章として構成されている。だが、「若者の就労支援に取り組む」という項目では、依然として社会における労働主体が男性中心であることが前提となっている(第2部第1章第1節)。他方、本稿で触れた「少子化対策プラン」では「男性を含めた働き方の見直し」が提示され、多くの問題点を抱えつつ成立した「少子化基本法」でさえ、「安心して子どもを産み、育てることができる社会」の環境整備を国・地方公共団体・事業主に求めていたはずである。しかし、従来どおりの男性を優先させる職場環境にあっては、出産・子育てをめぐって女性／男性労働者はこれまで通りの問題に直面せざるを得ない。

同時に、上記「白書」においては、スウェーデンが、仕事と家庭の両立支援策、働き方の見直し、保育サービスの拡充、経済的支援など総合的且つきめ細かな対策を導入し出生率を回復しているとして、詳細に紹介されている。近年、スウェーデンを含むスカンジナビア諸国の社会保障制度が注目を集めている。高福祉高負担で知られるスカンジナビア諸国では、児童手当制度のような経済的支援策や、育児休業制度のような仕事と育児・家庭との両立支援策があるが、これらは「少子化対策」というよりも、子どもやその家族に対して支援を行うことを目的とした「家族政策」(Family Policy)として位置づけられている⁽⁵¹⁾。たとえば、児童手当の年齢制限は早くても16歳未満(日本では就学前)であり、日本のように所得制限を設けている国は特異である。こうした制度を実現させる手段の一つとして、出産・育児に伴って女性に生じる逸失利益(就業を中断することで失う利益)を抑制させるシステム(たとえば、臨時職員の雇用や分業制度の充実)を整備することや、取得しやすい育児休業制度の導入(たとえば、両親休暇や看護休暇、育児休暇後の復職の保障)が注目に値する⁽⁵²⁾。

日本は、子育て支援策が他の先進諸国に比べて相当遅れていること、育児コストが直接的費用だけでなく逸失利益も含めると大きな負担になっていることが、少子化現象の重要な要因だとされている⁽⁵³⁾。一方、スカンジナビア諸国では、育児の直接的費用を軽減する政策の背景には、「全ての子どもに健康で文化的な生活を

保障すべき」という考え方があること、また、出産・育児コストを低下させる政策の背景には、「男女を問わず全ての国民に均等な機会を保障すべき」という考え方があるとされる。ゆえに、ノルウェーでは労働環境法のなかで、親でなくても子どもの世話をする者に出産休暇の権利が移転され得るし、子どもの看護休暇については、子どもの世話を一人で引き受けねばならない労働者には、通常の2倍の休暇が利用できることになっているという⁽⁵⁴⁾。憲法24条を、「家族」を構成する「個人」に還元させたいうえで、自立した個人が「自由な合意契約により家族を形成」という理論は、北欧をはじめ子育て先進国が採用する政策の価値規範に通じるだけでなく、そこからさらに進んで、「誰と家族を形成しようとも誰も不利益をこうむらない」法制度を考える契機とはならないだろうか。

本稿は、甚だ不十分ではあるが、「少子化対策」二法が抱える問題点について、特に憲法24条の自由権的効果を女性の権利構築という視点から再考したうえで、考察することを課題とした。現在、政府が主導する少子化対策は、男性と女性のジェンダー平等を目的としているのではなく、「仕事も子育ても」担う女性がそれらをどのように両立していくか、そのために男性がどのように「協力」するかという枠組みのなかで講じられているものである。2006年6月20日に出された、少子化社会対策会議決定「新しい少子化対策」においても、「少子化対策」二法の成立施行後、2005年度からその実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づく対策が推進されてきたが、「少子化の流れを変えることはできなかった」ことを反省している。だが、「出生率の向上のために」必要とされるのは、これまで同様「社会全体の意識改革」や「子どもと家族を大切にするという視点」が中心となっており、「少子化対策」の面でも効果をあげているスκανジナビア諸国のような施策を取り入れようという気配はない。

今後、「少子化社会白書」も参考にスκανジナビア諸国の子育て支援制度が「男女平等」や「個人の尊厳」という理念以外に、「社会的連帯」によって実現されてきたことや、日本においてこれらの制度を実現する場合、憲法上どのように理論構成することが可能であるかについてはさらに考察を要するが、以上の問題に関しては稿をあらためて取り上げることとしたい。

なお、本稿は、文部科学省科学研究費2004年度基盤研究「転換期における市民的な安全構築の比較憲法的研究」(研究代表・森英樹)の研究成果の一部である。

(注)

- (1) 参照、平成 16 年版少子化社会白書 (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2004/html-h/index.html>)。政府の定義によれば、「少子社会」は「合計特殊出生率が人口置き換え水準をはるかに下回り、かつ、子どもの数が高齢者人口よりも少なくなった社会」とされる。
- (2) それまでに合計特殊出生率が最低であったのは、1966 年（「丙午」）の 1.58 であった。
- (3) 人口問題審議会「少子化に関する基本的考え方について」（1997 年 10 月 27 日発表）。また、正村公宏・（財）連合総合生活開発研究所編『新福祉経済社会の構築——すべての人びとの「安心」と「社会的連帯」をめざして』（第一書林、2000 年）1～3 頁によれば、「いよいよ本格的に少子・高齢化にさらされることになる段階」で、「普通のサラリーマン」は、「これまで生涯生活設計に組み込んできた福祉制度が後退してしまうかもしれないと感じ、自分の将来生活に強い不安を感じている」とする。なお、上野千鶴子は、少子化を「気にしている」のは政府・財界にすぎないと批判した。参照、上野千鶴子『1.57 ショッカー——出生率・気にしているのはだれ？』（ウイメンズブックスストア松香堂、1991 年）。近年、法律時報 77 巻 13 号（2005 年）「学会回顧・社会保障法」133 頁[山田晋・原田啓一郎]は、「少子高齢社会危機論」に反応したとする論文を多数紹介する。
- (4) 神尾は、「基本的考え方」が、固定的性別役割分業の是正を取組みとしていること、子育てを家族の責任だけでなく社会的責任と捉えていること、リプロダクティブ・ライツに対する理解があることから、「ジェンダー平等と親和的」だと評価する。だがその一方で、決してジェンダー平等の観点から固定的な男女の役割分業を問題視しているわけでないこと、男性より家庭や育児で多く働く女性への施策が中心となっており、男性への働きかけが弱いこと、等の点で「危うさ」があるという。参照、神尾真知子「少子化対策をジェンダー法学はどう見るか」ジェンダーと法 No.3（2006 年）、82～83 頁。
- (5) 人口問題審議会、前掲(3)参照。
- (6) たとえば、14 省庁による「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置（1990 年 8 月）、経済企画庁発表「平成 4 年度版国民生活白書——少子時代の到来・その影響と対応」（1992 年 4 月）、文部・厚生・労働・建設 4 大臣合意「エンゼルプラン」発表（1994 年 12 月）、中央教育審議会「少子化への対応を考える有識者会議」報告（1998 年 12 月）、少子化対策推進閣僚会議「少子化対策推進基本方針」（新エンゼルプラン）策定（1999 年 12 月）、税制調査会答申「少子・高齢社会における税制のあり方」など。参照、横山文野『戦後日本の女性政策』（勁草書房、2002 年）272 頁以下。神尾、前掲(4)、84～85 頁の図表 1。
- (7) 2006 年、日本の合計特殊出生率は、前年までの 1.29 を 0.04 ポイント下回る 1.25 となり、過去最低を更新した。
- (8) 労働法学者の浅倉むつ子早稲田大学教授も、これらを『「少子化対策」二法』と扱っている。参照、浅倉むつ子「少子化対策をめぐる法政策とジェンダー」法学セミナー 588 号（2003 年）、68 頁。
- (9) 川島武宜「家族制度」国家学会編『新憲法の研究』108 頁以下。また、こうした「家」制度を、絶対主義的天皇制の「基底組織」であるとともに、上下の差別をもとにした儒教的倫理に依拠する封建的人間関係の「社会的細胞」でもあると解するものもある。参照、影山日出弥「第二四条」有倉遼吉編『基本法コンメンタール 新版憲法』別冊法学セミナー（1977 年）108 頁。
- (10) さしあたり、植野妙実子「憲法二四条と憲法『改正』・教育基本法『改正』」法律時報 975 号（2006 年）13 頁。同『憲法二四条 今、家族のあり方を考える』（明石書店、2005 年）
- (11) 若尾典子『ジェンダーの憲法学』（家族社、2005 年）116 頁。
- (12) ベアテ・シロタ・ゴードン／平岡磨紀子『1945年のクリスマス』（柏書房、1995 年）32～33 頁。
- (13) 1945 年 8 月 30 日、GHQ のマッカーサー元帥は、沖縄から厚木に向う機内で側近（後のホイットニー民生局長）に日本の民主化政策についてメモを取らせている。そこでは、陸海軍の解体に続き挙げたのが「女性の地位向上」であった。また、日本政府（松本委員会）に代わって憲法改正作業にあたった GHQ 民生局が最も参考にしたのは、民間の「憲法研究会」（代表・高野岩三郎）による「憲法草案要綱」であった。憲法学者の鈴木安蔵が中心となってまとめあげた「要綱」は、1945 年 12 月 28 日各紙が一面で大々的に取り上げ、GHQ 内部でも、臨時政治顧問ジョージ・アッチソンが米国のバーンズ国務長官に緊急書簡を送るとともに、民生局運営委員会のマイロ・ラウエル中佐がこれを詳細に検証したうえで高く評価し、ホイットニー民生局長の署名つきでサザラード参謀長に提出している（1946 年 1 月 11 日付「幕僚長に対する覚書・私的グループによる憲法改正草案に対する所見」）。参照、原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅲ——戦後日本で』（日本評論社、2006 年）695～712 頁、小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻』（講談社現代新書、2006 年）112～122 頁。
- (14) 辻村みよ子『ジェンダーと法』（不磨書房、2005 年）28 頁。小西、同上 52～61 頁。なお、鈴木安蔵に関する最近の研究として、「特別企画 鈴木安蔵先生生誕 100 周年記念」法と民主主義 397 号（2005 年）がある。
- (15) GHQ 草案を受けて、日本政府が帝国憲法改正案を作成するまでの経緯については、参照、植野妙実子「第二四条」『基本法コンメンタール 憲法〔第 5 版〕』別冊法学セミナー（2006 年）183 頁。
- (16) 憲法調査会事務局『日本国憲法各条章の沿革』憲資・総、第 38 号（1959 年）53 頁。
- (17) 衆議院の審議については、第 90 回帝国議会衆議院帝国憲法改正案小委員会速記録 142 頁、貴族院については、清水伸編『逐条日本国憲法審議録(2)』543～544 頁。
- (18) 速記録、同上 201～202 頁。
- (19) この点につき、植野・前掲(10)『憲法二四条 今、家族のあり方を考える』19～22 頁。
- (20) 同上、26～27 頁。
- (21) 君塚正臣「日本国憲法二四条解釈の検証——或いは『家族』の憲法学的検証」関西大学法学論集 52 巻 1 号（2002 年）35 頁。
- (22) 参照、植野・前掲(10)「憲法二四条と憲法『改正』・教育基本法『改正』」14～15 頁。
- (23) 戸松秀典「第二四条」『基本法コンメンタール 憲法〔第 3 版〕』105 頁。
- (24) 影山・前掲(9) 110 頁。
- (25) 近年の生存権の家族論の問題については、浅倉むつ子「社会保障とジェンダー」日本社会保障学会編第 11 巻『21 世紀の社会保障法』（2001 年）、若尾典子『女性の身体と人権』（学要書房、2005 年）250～254 頁参照。
- (26) 樋口陽一『憲法と国家——同時代を問う』（岩波新書、1999 年）109～110 頁。また、フェミニズムによる近代的公／私二元論批判については、中里見博「公共圏・親密圏・ジェンダー」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性

一研究をふまえて』(日本評論社、2003年)84頁以下。

- (27) 中里見・前掲(26)84頁以下。また、「政治対家族という公私二元論を論理的な前提とする近代個人主義哲学」はもはや時代にあわないとする、中山道子『近代個人主義と憲法学』(東京大学出版会、2000年) iii頁参照。
- (28) なお、中里見は、「性的自己決定権」は近代契約原理に基づく性支配が常に女性の「合意」(自己決定の調達)を要請しているから、市場を通じた社会的性支配には対抗できない、という限界についても触れている。参照、中里見博「性支配と人権」法の科学 29号(2000年)31~32頁。こうした考え方は、女性の人権を考える際、「人権そのものから考えるのではなく、家族・ジェンダー役割分業という側面」から考えていかなければ、その問題構造をうまく解き明かせないとする議論にも通じていく。武藤健一「女性と家族の憲法学——ジェンダー憲法学序説」杉原泰雄先生古希記念論文集刊行会編『二一世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題』(勁草書房、2000年)410頁参照。
- (29) 中里見・前掲(28)28~29頁。
- (30) この点につき、私的領域で起きる暴力解決のために国家が介入することに対しては、疑問が呈されている。参照、辻村みよ子「ジェンダーと憲法学」藤田宙靖・高橋和之編『憲法論集』(創文社、2004年)541~542頁。
- (31) 参照、中里見・前掲(26)96~97頁。
- (32) ただし、本稿は、中里見のいう「親密圏」が「公共圏」に開かれているという理解をまったく否定するものではない。被支配下にある者のなかでも自ら積極的に生命身体の安全を主張できないケース(幼児虐待、高齢者虐待など)は否定できない。だが、その場合、「国家による介入」が「許容できる」(あるいは「要請できる」とするためには、「国親思想」だとする批判にどう応えていくのか、という宿題が依然残っていると思われる。中里見に準ずる立場として、只野雅人『憲法の基本原理から考える』(日本評論社、2006年)183~184頁。また、これに反するものとして、樋口陽一『国法学』(有斐閣、2004年)54~57頁。
- (33) 大沢真理「空洞化する社会的セーフティネット——社会保障改革の失われた15年」東京大学社会科学研究所編『失われた10年』を超えて[II] 小泉改革への時代』(東京大学出版会、2006年)284頁。
- (34) 同上、290頁。
- (35) 「新エンゼルプラン」は、保育所の低年齢児受け入れの拡大(1999年度:58万人→2004年度:65万人)や、延長保育(1999年度:7,000箇所→2004年度10,000箇所)の推進、ファミリー・サポート・センターの整備(1999年度:62箇所→2004年度:180箇所)など20項目について目標値を従来より高く設定するとともに、「心の教室」カウンセリング・ルームの整備(2000年までに5,234校)を新たに置いた。
- (36) 小泉政権時のこうした政策につき、大沢真理は、「男女共同参画社会基本法の基本理念は、小泉政権では内閣レベルの基本方針に反映されるようになった」と評価する。参照、大沢・前掲(33)299~300頁。
- (37) ジェンダー法学会は、2005年開催の第3回学術大会において、「少子化社会のジェンダー法学的分析——家族・労働・自己決定」と題するシンポジウムを行なっている。
- (38) 以下、第156国会内閣委員会第14号(平成15年6月4日)参照。なお、奥山も、少子化社会における「総合的な推進の必要性」、地域三世代子育て支援の必要性、子育て中の働き方とその見直しの必要性から、法案成立に賛成の立場を示した。
- (39) 国の「エンゼルプラン」の大枠に従い、各自治体は事業計画を策定し事業を推進するが、計画策定に必要な補助を国から受けることができる。1998年には都道府県レベルの策定は完了したが、施策の実施主体である市町村レベルの策定は1300にとどまった。参照、横山・前掲(6)275~276頁。
- (40) 以下、「平成16年版少子化社会白書」参照。具体的な「取組方針」としては、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子供の社会性の向上や自立の促進」「仕事と子育ての両立支援(待機児童ゼロ作戦)」等が挙げられた。参照、同上・第1-5-3図。
- (41) 浅倉・前掲(8)69~70頁。
- (42) 2003年5月28日衆議院内閣委員会の中山太郎発言。
- (43) 浅倉・前掲(8)70頁。
- (44) 参照、日本女性学会『「少子化社会対策基本法案」に対する要望書』(2003年6月3日)日本女性学会 News Letter95号(2003年)。
- (45) 神尾・前掲(4)89~90頁。
- (46) 同上、85~86頁。
- (47) 以下、参照、神尾・前掲(4)83頁。
- (48) このため、両院の内閣委員会では「結婚又は出産に係る個人の意思及び家庭や子育てに関する国民の多様な価値観を尊重」すること、「子どもを有しない者の人格が侵害されないこと」など、衆院では9項目、参院では12項目の付帯決議が付けられている。参照、浅倉・前掲(8)69頁。
- (49) 森田明美『「次世代育成支援対策推進法」『少子化社会対策基本法』の背景と問題点』市民政策31号(2003年)9頁。
- (50) 以上、同上・10頁参照。
- (51) 浅子和美・井口泰・金子能宏・府川哲夫「少子社会の制度設計——国際比較と保育サービスの分析」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』(東京大学出版会、2002年)2頁。
- (52) 藤野敦子『「男性の働き方の見直し」は出生力を高めるのか——家計生産モデルのアプローチより』関西学院大学産研論集30号(2003年)53頁。
- (53) 浅子ほか・前掲(51)6頁以下。
- (54) 菅野淑子「北欧における労働法状況と家族」法律時報975号(2006年)56頁。